

モノづくり文化交流広場内行為に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市が管理するモノづくり文化交流広場（以下「広場」という。）における行為に係る取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広場」とは、名古屋市港区金城ふ頭三丁目2番2の一部をいう。（別紙「モノづくり文化交流広場エリア図」に示すとおり）

(供用月日及び供用時間)

第3条 広場の供用月日及び供用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 供用月日 1月2日から12月27日まで。ただし、毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号））第3条に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日）を除く。

(2) 供用時間 午前9時から午後6時まで。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、供用時間を変更し、又は供用月日以外の日に供用し、若しくは供用月日に供用しないことができるものとする。

(広場利用の原則)

第4条 広場は、互いに譲り合って利用することを原則とする。

(行為の制限及び禁止)

第5条 広場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為
- (2) はり紙、はり札その他の方法によって広告を表示し、又は広告を配布すること
- (3) たき火その他広場の施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- (4) 竹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物を採取すること
- (5) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること
- (6) 鳥獣の類を捕獲し、又は殺傷すること
- (7) 立入を禁止されている区域に立ち入ること
- (8) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は止めおくこと
- (9) 他人の遊戯を妨げるなど他人に迷惑となる行為
- (10) その他広場の管理上支障があると認められる行為

(行為の承認の申請)

第6条 前条の規定によるほか、広場内における行為の取扱いは、別表第1のとおりとし、承認対象行為をしようとする者は、予め、市長にモノづくり文化交流広場内行為承認申請書（第1号様式）を提出して、承認を得なければならない。

2 前項の申請は、当該行為を開始する日の2週間前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 名古屋市と公有財産の貸付契約等を締結した者は、その契約に定める使用目的の範囲内である行為については、第1項の承認を得なくて良いものとする。

（行為の承認）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、次の各号及び別表第1に掲げる基準により審査し、承認することができる。

(1) 承認対象行為が次の各号に該当するものでないこと

ア 風紀を乱すおそれのあるもの

イ 専ら、営業のための宣伝、販売等営利を目的とするもの

ウ 近隣や他の広場利用者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

エ 事故の発生のおそれのあるもの

オ 広場の施設を損傷又は汚損するおそれのあるもの

カ 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第7条に規定する暴力団の利益になると認められるもの

キ その他広場の管理に支障があると認められるもの

(2) 事故の発生又は広場の施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると認められるものでないこと

2 前項の承認にあたり、市長は、広場の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、申請者にモノづくり文化交流広場内行為承認証（第1号様式）を交付するものとする。

（承認事項の変更）

第8条 前条第1項の承認を受けた者が、承認された事項を変更しようとするときの手続は、前2条の規定を準用する。

（承認の取消等）

第9条 次のいずれかに該当する場合は、市長は、第7条第1項の承認を受けた者に対し、その承認を取消し、又は使用時間等の変更を求めることができる。

(1) 本市又は本市行政機関が行政又は公益上使用する場合で、やむを得ないと認められる場合

(2) 国又は他の地方公共団体が行政又は公益上使用する場合で、やむを得ないと認められる場合

- (3) 非常災害のため緊急に使用する必要が生じた場合
- (4) 申請に虚偽があった場合
- (5) この要綱の規定を逸脱する行為が確認された場合
- (6) 前各号のほか市長が特に必要と判断した場合

(水道の使用)

第10条 市長は、申請者が承認対象行為に伴い水道を使用しようとする場合は、水道を広場に設置している趣旨に照らして、使用量が必要最小限である場合に限り、承認することができる。ただし、大規模イベント等大量の水を使用する場合は、実費を徴収するものとする。

(電気の使用)

第11条 申請者が承認対象行為に伴い電気を使用する場合は、自ら電源を確保するものとする。

(火気の使用)

第12条 市長は、申請者が承認対象行為に伴い火気を使用しようとする場合は、広場の施設、広場利用者等に危険を及ぼすおそれがなく、かつ、火気の使用及び使用後における処理体制並びに緊急時における体制が確立されている場合に限り、承認することができる。

(車両の乗入)

第13条 市長は、申請者が承認対象行為に伴い広場に車両を乗り入れようとする場合は、別表第1に掲げる場合に限り、承認することができる。

2 市長は、前項の場合であっても、次の各号に掲げるものについては、承認しないものとする。

- (1) 重量車等により広場の施設の破損のおそれのあるもの
- (2) 主催者、出演者、来賓者等の駐車場所として使用するもの
- (3) 広場利用者等の安全上問題があるもの
- (4) 広場の管理上支障があるもの

(広告の取扱)

第14条 市長は、申請者が承認対象行為に伴い広告を表示しようとする場合は、次の各号に掲げるもののすべてに該当する場合に限り、第5条第2号の規定にかかわらず、承認することができる。

- (1) 表示内容が次に掲げるものであること
 - ア 当該行為の案内、紹介、イベント名等の当該行為に付随したもの

イ 冠イベント名、イベント協賛企業等の企業名を表示するものにあつては、他の表示内容と比較し不自然に大きなものでないもの

- (2) 広告の表示がイベント等の期間内であるもの
- (3) 広場内に広告を表示するもの
- (4) 広場外から通常見えない状態で広告を表示するもの

2 市長は、前項の場合であっても、次の各号に掲げるものについては、承認しないものとする。

- (1) 宗教的な主張であるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 法令の規定に反するもの
- (4) 広場の美観を損なうもの
- (5) 広場利用者等の安全上問題があるもの
- (6) 広場の管理上支障があるもの

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 第7条第1項の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、貸与し、担保に供し、又は使用させることができない。

(原状回復)

第16条 広場を使用した者が、その使用を終えたときは、広場の清掃、後片付けを行うなどにより、広場を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第17条 広場を使用した者が、その使用にあたって広場及び広場の施設を損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 広場の使用にあたって、広場を使用した者と第三者との間に紛争を生じた場合は、当事者間において責任を持って解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

モノづくり文化交流広場エリア図

